

大切な財産を守り、生活上の不安を解消する 成年後見制度を 利用しませんか

4月から八代市成年後見支援センターを開設しました。気軽に相談ください。

問合せ 八代市成年後見支援センター（長寿支援課内） ☎33-4436

成年後見制度とは

認知症、知的障がいはまたは精神障がいなどで、判断能力が不十分な人の日常生活を法的に支援する制度で、主に右記の支援を行います。

支援を行う人を「成年後見人等」、支援を受ける人を「成年被後見人等」と呼びます。

財産管理

成年被後見人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。

通帳や証書の保管、賃貸動産の管理なども行います。

身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などを支援します。

入院時には費用の支払いなども行います。

成年後見制度の種類

本人の判断能力が不十分になったときに、本人や配偶者、4親等内の親族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が本人に合う成年後見人等を選びます。この場合、本人の判断能力の程度によって、さらに3類型に分けられます。

法定後見制度

補助 判断能力が 不十分



↑支援
補助人

家庭裁判所が定めた範囲に関して、契約の代理や取り消しなどを行います。

保佐 判断能力が 著しく不十分



↑支援
保佐人

借金や相続、家の増改築など重要な契約を保佐します。保佐人の同意がされた契約のみ有効です。また、家庭裁判所が定めた範囲に関して契約の代理を行います。

成年後見 判断能力が 欠けている



↑支援
成年後見人

財産を管理し、利用者本人に代わって契約を交わしたり、本人が誤って交わした不利益な契約を取り消すことができます。

任意後見制度

現在は判断能力が十分

本人が、事前に成年後見人等を選びその人と契約を結んでおくものです。本人の判断能力が不十分になったあと、財産管理や身上保護など事前に契約で定めたことを行います。ただし、本人が行った法律行為を取り消す権限はありません。



任意後見人

法定後見制度のQ & A

- Q 成年後見人等は、誰がどのように選定するのですか？本人や申立人が選ぶことはできますか？
- A 本人の居住地管轄の家庭裁判所がもっとも適任だと判断して選任します。多くの場合、配偶者や子どもなどの親族が選ばれますが、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家が選ばれることもあります。また、成年後見人等の候補者を選ぶことはできますが、その希望が通らないこともあります。
- Q 申し立ての費用や成年後見人等への報酬など費用はかかりますか？
- A 申し立てにあたり、申立手数料（収入印紙）800円～2,400円、登記手数料（収入印紙）2,600円、その他必要書類を取り寄せる費用がかかります。また、成年後見人等への報酬は、本人の支払能力や成年後見人等の事務内容に応じて異なります。
成年後見人等の報酬額の目安は、基本報酬月額2万円とされています。（東京家庭裁判所より）
- Q 経済的な理由で利用が困難な場合はどうすればいいですか？
- A 本市では、申立費用や成年後見人等への報酬費用の全部または一部を助成する事業（成年後見制度利用支援事業）があります。対象となるかどうかは、長寿支援課または障がい者支援課に相談ください。
- Q 途中で利用をやめたり、成年後見人等を解任したりすることができますか？
- A 本人が病気などから回復して判断能力を取り戻したり、亡くなったりするまでは、制度の利用をやめることはできません。何らかの理由で成年後見人等を交代したい場合は、家庭裁判所の許可が必要です。
- Q 成年後見人等に依頼できないことはありますか？
- A 婚姻、養子縁組、臓器移植の同意などの本人の身分にかかわる行為、手術などの医療行為の同意、入院や施設入所時の身元保証人・身元引受人、食事の世話や実際の介護などは、成年後見人等の仕事ではありません。

第1期 八代市成年後見制度利用促進計画が策定されました

成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するために、八代市成年後見制度利用促進計画を策定しました。（計画期間：令和3年度～令和5年度）

基本理念：一人ひとりが尊重され、誰もが安心して暮らせるまち、やつしろ



基本理念	主要施策
成年後見制度の広報・啓発	【1】 広報機能の充実（重点施策）
	【2】 関係機関の理解促進（重点施策）
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	【3】 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・整備（重点施策）
	【4】 成年後見制度利用者のための相談体制の構築
	【5】 本人に寄り添った成年後見人等の選任に向けた取組
	【6】 成年後見等開始後の成年後見人等に対する相談体制の構築
担い手確保に向けた取り組み	【7】 成年後見人等の確保（重点施策）
	【8】 成年後見制度利用支援事業の充実